



令和6年3月29日

担当課	人事課
担当者	小浦・根来・田村
電話	(073) 435-1019
内線	2565・2564・2576

## 職員の処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

### 1 被処分者

福祉局 社会福祉部 事務主査 50歳 男性

### 2 処分内容

免職

### 3 事案の概要

職員は、令和4年8月1日から令和6年1月12日までの間、2つの医療機関の診断書計13通を偽造し、病気休暇及びコロナ特別休暇を不正に取得した。また、令和5年11月に2日間、家族の看護休暇を不正に取得した。

このことにより、111日間もの欠勤を生じさせるとともに、当該病気休暇等期間において、230万4,392円の給与を不正に受給した。

なお、不正に受給した給与については、利息を含め、当該職員から返還済みである。

### 4 処分理由

医療機関の診断書を偽造し、休暇について虚偽の申請をしたことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない非違行為で、市の信用を失墜させるものである。

よって、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）及び第35条（職務に専念する義務）違反に該当し、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の懲戒事由により処分を行うものである。